

自賠責？ 入ってますか？

有効期限(満期年月)は
ステッカーで確認！

2011年4月以降に交付されたステッカーは、満期年ごとに色が異なります。



自賠責に加入しないで運転すると…

1年以下の懲役
または
50万円以下の罰金
(自賠法第86条の3)

+

違反点数 6点
▼
免許停止処分等
(道路交通法第103条、第108条の33)

検査対象外軽自動車(250cc以下のバイク等)および原動機付自転車の場合、保険・共済標章(ステッカー)をナンバープレート(ナンバープレートに貼付することが困難な場合には、車両の前面)に貼付することが義務付けられています。これに違反した場合、30万円以下の罰金が課せられます。(自賠法第88条)

早めの継続
手続きを！



自賠責は、損害保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマやバイクの販売店でも簡単な手続で加入でき、また、250cc以下のバイクは、一部のコンビニや郵便局、インターネットでも加入できます。

自賠責とは？

交通事故は年間66万件以上発生しています。交通事故による死傷者は約83万人となっており、1日に約2,300人の方が死傷していることとなります。万一の交通事故の際の、基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含む全ての自動車に、自動車損害賠償責任保険・共済(自賠責)への加入が法律で義務付けられています。

また、フォークリフトなどの小型特殊自動車(農耕作業用を除く)についても、道路を一度でも走行する場合は、加入が必要です。

補償内容は？

被害者1名についての支払限度額は右のとおりです。対人賠償事故についてのみ支払われます。

対物賠償事故や運転者自身のケガ等は補償されません。

死亡：3,000万円

傷害：120万円

後遺障害：75～4,000万円
(等級により)

保険料・共済掛金は？

契約期間が長いほど保険料・共済掛金が割安になっていますので、継続漏れを防ぐためにも、なるべく長い契約期間をお選びください。

2013年6月現在

契約期間	原動機付自転車(125cc以下)			
	本土	本土離島	沖縄本島	沖縄離島
60か月	17,330円	5,350円	5,350円	5,350円
48か月	14,890円	5,210円	5,210円	5,210円
36か月	12,410円	5,070円	5,070円	5,070円
24か月	9,870円	4,930円	4,930円	4,930円
12か月	7,280円	4,790円	4,790円	4,790円

注) 原動機付自転車以外の保険料・共済掛金については、損害保険会社・共済協同組合にお問い合わせください。